

令和6年4月1日より相続登記の申請が義務化されます。

●相続登記の義務化(令和6年4月1日施行)

全国的な所有者不明土地の増加を背景に、令和3年4月に法律が改正され、農地を含む土地・建物の不動産の相続登記が、令和6年4月1日より義務化されることとなりました。

相続人は、不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが義務付けられます。令和6年4月1日施行日後に発生した相続のみならず、施行日前に発生している相続登記がされていない場合も対象となります。

早めに管轄の法務局で相続登記の手続きをお願いします。

●相続人申告登記の創設(令和6年4月1日施行)

なお、相続登記の申請義務を簡易に履行することができるようにするため、「相続人申告登記」という簡易な手続きを法務局でとることによって、義務を果たすこともできます。

詳しくは、法務局や司法書士等にご相談ください。

農地を相続されたときは届出が必要です。

●農地法の許可を要しない農地の権利を相続等により取得した場合は、農業委員会への届出が必要です。

提出書類:農地法第3条の3第1項の規定による届出書(申請書はHPでダウンロード可)

添付書類:登記簿謄本の写し、または登記完了証の写しなど

一人ひとりの農業者を応援する

農業者年金

3つの条件を満たせばどなたでも加入できます。

60歳未満

国民年金第1号被保険者

年間60日以上農業従事

農業情報満載

全国農業新聞

700円/月 毎週金曜日発行

庄原市農業委員会事務局(0824-73-1133)または、各地域の農業委員・推進委員に申し込みください。

編集後記

今回の改選により、広報委員会のメンバーも新しい顔ぶれとなりました。これからも地域の農家の声や役立つ情報を掲載していきたいと思っております。なお、身近な情報や紙面への感想などありましたら事務局までお寄せください。

●広報委員会メンバー

◎寺西玉実…非農家の枠で推薦いただきました。定住促進の仕事の際、農地を譲りたい高齢の方、できるだけ身体にいい作物を作りたい若い世代の方、有害鳥獣の被害により耕作断念される方などの話を聞く機会が増えました。農地を未来につなぐ秘策に全集中します。

◎榮田明美…庄原市の農業が活性化できるよう皆様の活発な意見をお待ちしています。載せてほしいことがあれば教えてください。

◎前田忠範…道後山の麓で道後山高原トマトを作っています。よろしくお祈りします。

◎沖野邦子…恵みある大地に感謝忘れず、私の人生、もうひと頑張りです。

◎大坂健…少しでも農地が維持できるように、他の委員や関係機関と連携して活動できればと思います。

●次回以降の広報誌で使用する写真を募集します。美しい農地や、農作業などの写真を事務局までお送りください。



- 庄原市農業委員会の理念
- ①担い手への農地利用の集積・集約化
- ②遊休農地の発生防止・解消
- ③新規参入の促進

令和5年12月5日

編集・発行
庄原市農業委員会 広報委員会
TEL 0824-73-1133 (事務局)
FAX 0824-72-3322
mail nougyou@city.shobara.lg.jp

地域計画をご存じですか？

●地域計画とは

令和5年4月1日に国の農業経営基盤強化促進法の改正が行われ、市町村は地域の目指すべき将来の農地利用の姿を明確にした「地域計画」を令和7年3月までに策定することとなりました。

「地域計画」とは、農業者のみなさんの話し合いにより将来の農地利用の姿を明確化した計画書と目標地図で構成され、将来だれがどのように農地を使って農業をすすめていくかを、地域の話し合いに基づきまとめる計画です。

●今後の取り組み

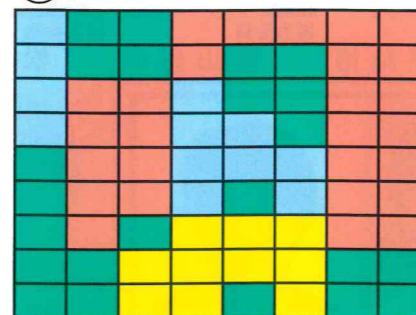
地域計画を策定するにあたり、中山間集落協定農用地(集落戦略)やそれ以外の農地については、農地利用の意向に関するアンケート(令和6年1月発送予定)をもとに、関係機関(地区の代表者、農業委員会、県、市等)で将来の耕作予定者を1筆ごとに示した目標地図の素案を作成します。

みなさんには、地区内で目標地図の素案をもとに地区内での農業の将来について話し合いをしていただき、地域計画(目標地図を含む)を完成させた後、市による縦覧を経て、公告を行います。なお、計画策定後、一定の期間ごとに見直しが行われます。

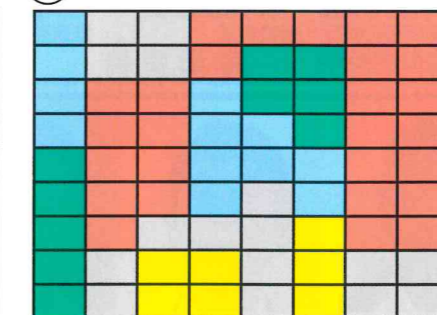
地域計画(目標地図)のイメージ図 ①→②→③

目標地図は、将来の農地の耕作者を示した地図となります。農地を担う者ごとに利用する農地を定めて色分けし、地図に表示します。

①現状把握



②目標地図(案) = 「将来見込みの地図」



③目標地図(完成)

